平成２１年（フ）第５５６号
神奈川県座間市相模が丘１丁目18番39―304号　メゾンカメリヤ
債務者　岡本　精一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５６１号
神奈川県相模原市二本松１丁目７番17号
債務者　髙橋　靖子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２１３号
青森県五所川原市大字飯詰字石田176番地
債務者　平山　秀和
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
青森県五所川原市大字梅田字福浦２番地２
債務者　鈴木　　雅
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
青森県つがる市木造吹原若草99番地１
債務者　秋田谷ヒサエ
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
神奈川県相模原市田名1861番地　常信住宅８号
債務者　久保　　弘
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５４４号
神奈川県座間市入谷４丁目3011番地の６　東建座間ハイツ２―813
債務者　加山　克已
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１７２号
岡山県津山市院庄313番地１
債務者　杉山　寛子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１１１３号
東京都大田区北嶺町14番16号
債務者　奥村　智子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２１４号
東京都八王子市並木町14番19号井上ビル102号
債務者　西野　憲二
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２２７号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目55番地１　リードヒルＡ―202号
債務者　渋谷　幸広
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２６８号
長崎県佐世保市江上町3638番地４
債務者　中村　英夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
長崎県佐世保市江上町3638番地４
債務者　中村めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
愛知県豊田市寿町８丁目51番地　グローリアスハイツ豊田1101
債務者　宮川　　智
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８９号
愛知県幡豆郡一色町大字一色字番城35番地７
債務者　山内　智尋
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係